

岡山大学学童保育所利用内規

〔平成22年2月16日〕
学 長 制 定

一部改正 平成22年 8月18日

一部改正 平成22年11月18日

一部改正 平成23年 1月21日

一部改正 平成23年 5月17日

一部改正 平成25年 1月24日

一部改正 平成27年10月28日

一部改正 平成31年 4月 1日

一部改正 令和 2年 5月27日

一部改正 令和 3年 2月 3日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学学童保育所設置要項（平成22年2月16日学長裁定）第6条の規定に基づき、岡山大学学童保育所（以下「学童保育所」という。）の利用基準等について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 学童保育所を利用できる者は、岡山大学（以下「本学」という。）に勤務する職員又は本学に在籍する学生等で、本学に身分を有する者とする。

2 前項に定める者のほか、本学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員について、前項に準じて学童保育所の利用を認めることができる。

3 入所希望者が第5条の収容定員に満たない場合には、前二項に定める者以外の者も利用できるものとする。

(対象児童)

第3条 学童保育所において保育する児童は、小学校1年生から6年生までの児童で、職員等の就労等のため長期休業（夏休み、冬休み及び春休み期間をいう。以下同じ。）期間中の保育ができない児童とする。

(開設日及び保育時間)

第4条 学童保育所の開設日及び保育時間は、次のとおりとする。

| | |
|---------|--|
| 開 設 日 | 岡山市内の公立小学校の長期休業期間 (国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第42条の2に規定する休日及び第58条第15号に規定する夏季一斉休業期間を除く。) |
| 保 育 時 間 | 7時30分から19時00分まで |

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、開設日及び保育時間を臨時に変更し、又は休業することができる。

(収容定員)

第5条 学童保育所の収容定員は、原則60名とする。入所希望者が収容定員を超えた場合には、児童の学年及び指導員の数等により選考を行い、入所児童を決定するものとする。ただし、春休みの6年生の受け入れ定員については別枠とし、定員は若干名とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、定員を臨時に変更することができる。

(募集)

第6条 利用希望者の募集は、次の各号により行うものとする。

- 一 長期休業期間ごとの募集
- 二 長期休業期間一括での募集

(利用申込)

第7条 学童保育所の利用を希望する者は、別に定める利用申込書を総務・企画部人事課に提出するものとする。

(保育料)

第8条 学童保育所の保育料は、次のとおりとする。

| 区 分 | 対象者 | 料 金 | 備 考 |
|-------|-----|---------|-------------------|
| 夏休み期間 | 学内者 | 37,000円 | 料金には、給食費、おやつ代を含む。 |
| | 学外者 | 42,000円 | |
| 冬休み期間 | 学内者 | 6,500円 | |
| | 学外者 | 7,500円 | |
| 春休み期間 | 学内者 | 13,000円 | |
| | 学外者 | 15,000円 | |

- 2 前項の保育料は、利用日数に応じた減額を行わないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、保育料を臨時に変更することができる。
- 4 入所が決定した職員等は、第1項に定める保育料を所定の期日までに支払うものとする。第2条第2項に定める者については、学内者の保育料を適用する。
- 5 学童保育所を利用する職員等（以下「利用者」という。）は、第1項に定める保育料のほかに、学童保育所で実施する行事等に要する費用を、その都度負担しなければならない。

(通所の制限)

第9条 児童が疾病その他の理由で、保育に適さないときは、学童保育所への通所を制限することができる。

(職員等の義務)

第10条 利用者は、児童に投薬を依頼する等、当該児童の保育に留意しなければならない事項がある場合には、あらかじめ指導員に申し出なければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに総務・企画部人事課、又は指導員に届け出なければならない。
- 一 利用申込書の記載事項に変更があったとき。
 - 二 児童を欠席させるとき。

三 児童の保育上の留意事項に変更があったとき。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、学童保育所の利用等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年2月16日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年8月18日から施行し、平成22年6月1日から適用する。ただし、改正後の第8条の規定中、春休み期間の保育料に係る規定は、平成22年2月23日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年1月24日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第8条の規定中、春休み期間の対象児童に係る規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 第6条第2号に定める長期休業一括での募集は、平成25年夏休み期間を始期とした一括での募集から開始する。

附 則

この内規は、平成27年10月28日から施行する。ただし、改正後の第4条に定める開設日に係る規定については、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定中、春休み期間の保育料に係る規定は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年2月3日から施行する。

